

## 決定理由書 素案

### むつ都市計画特別用途地区の決定について

○むつ都市計画特別用途地区を決定する位置  
別添総括図及び計画図のとおり

○むつ都市計画特別用途地区を決定する区域

● 大規模集客施設制限地区

- むつ市大湊浜町、大湊新町、大平町、真砂町、新町、金曲一丁目、苫生町一丁目、苫生町二丁目、大字田名部字内田、大畑町孫次郎間、大畑町湊村、大畑町上野、大畑町湯坂下、大畑町本町、大畑町庚申堂、大畑町筒万坂、大畑町水木沢、大畑町正津川戦敷、大畑町正津川平、大畑町鳥谷場及び大畑町四ツ谷の各一部。

○むつ都市計画特別用途地区を決定する面積

● 約 95 ヘクタール

○決定理由

人口減少社会を迎えるなかで、コンパクトなまちづくりを進め、市街地が拡大しないようにすることが必要である。

また、むつ市都市計画マスタープランでは、コンパクトなまちづくりが求められているところである。

そこで、準工業地域での都市構造に大きな影響を与える 1 万㎡を超える大規模な集客施設の立地制限を行うことで、都市機能施設の適正な配置を行いコンパクトな都市づくりを進め、良好な都市環境の構築を図る。